

任期満了に伴う「茨城県知事選挙」・「東海村長選挙」



【投票期日・時間】

9月5日(日)

午前7時～午後6時

【期日前投票期間・時間】

▽茨城県知事選挙…8月20日(金)から9月4日(土)まで
▽東海村長選挙…9月1日(水)から4日(土)まで

午前8時30分～午後8時

告示日(立候補届出受付日)

▽茨城県知事選挙…8月19日(木)

▽東海村長選挙…8月31日(火)

東海村長選挙の立候補届出受付

期日▼8月31日(火)

時間▼午前8時30分～午後5時

場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

投票期日等

期日▼9月5日(日)

時間▼午前7時～午後6時

場所▼村内の各投票所※詳細は、「広報とうかい」(8月10日号)でお知らせします。

期日前投票制度

期日前投票期間▼茨城県知事選挙…8月20日(金)から9月4日(土)まで

▽東海村長選挙…9月1日(水)から4日(土)まで

期日前投票時間▼午前8時30分～午後8時

期日前投票場所▼101会議室(役場別館)

立候補予定者・出納責任者予定者説明会

東海村長選挙の立候補の届出や選挙運動に関する説明会を開催します。立候補を予定している方および立候補予定者の出納責任者となる予定の方は、必ず出席してください。

期日▼8月5日(木)

時間▼立候補予定者説明会…午後1時から

▽出納責任者予定者説明会…午後3時30分から

場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、左表の○印に該当する方または、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵送で投票を行う「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。※このほか、これらの障がいの程度に該当することを都道府県知事等が書面により証明した方も対象となります。

戦傷病者手帳				身体障害者手帳					
両下肢・体幹の障がい	心臓・腎臓・呼吸器(ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい)	障がい等の記載内容			両下肢・体幹・移動機能の障がい	心臓・腎臓・呼吸器(ぼうこう・直腸・小腸の障がい)	障がい等の記載内容		
		特別	第1	第2			第3	1級	2級
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	

対象者のうち▽身体障害者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が1級の方▽戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が特別項症、

第1項症、第2項症の方▽上肢または視覚の障がいにつき、都道府県知事等がこれらの障がいの程度に該当すると証明した方は、あらかじめ「代理記載人」(選挙権を有する方)を届け出ること、代筆により投票することができません。※詳細はお問い合わせください。

【郵便等による不在者投票の手続き】

①「郵便等投票証明書」の申請

村選挙管理委員会(役場行政棟3階)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「郵便等投票証明書交付申請書」に本人が必要事項を記入の上、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証のいずれかを添えて、お早めに村選挙管理委員会へ申請してください。後日、「郵便等投票証明書」を郵送します。

②投票用紙等の請求

村選挙管理委員会から証明書ををお持ちの方へ「投票用紙請求書」を郵送します。必要事項を記入の上、「郵便等投票証明書」を添えて、9月1日(水)までに村選挙管理委員会へ請求してください。

問い合わせ

東海村選挙管理委員会(総務課内)
〒319-1192 東海3-7-1
☎282局1711 内線1313